

杉並区

中小企業

支援

ガイドブック

令和8年度版

福利厚生

資金調達

助成金

経営相談

就労支援

創業支援

## 本ガイドブックについて

杉並区では、杉並区産業振興センターにおける創業・経営相談窓口をはじめ、融資あっせん、助成金等に加え、杉並区就労支援センターにおける就労準備相談や就労準備訓練、就職相談・面接会の開催や求人情報サイトの運営など、様々な事業を実施しています。

本ガイドブックは、区内事業者や区内在勤者、就職を希望される方へ、杉並区が実施している経営支援施策や就労支援施策をご紹介するために作成いたしました。ご利用いただければ幸いです。

なお、本ガイドブックに掲載している内容は、主に事業概要となっていますので、詳しい内容は各事業のお問合せ先までご連絡いただけますようお願いいたします。

杉並区産業振興センター



# I 経営支援

## 01 経営相談

1. 創業・経営相談窓口 (…P. 5)
2. 創業・経営相談会 (…P. 6)
3. 事業所アドバイザー派遣 (…P. 6)

## 02 資金調達（融資のご案内）

1. 融資あっせん制度をご利用できる方、利用の流れ (…P. 7)
2. 資金種類一覧 (…P. 9)
3. あっせん申し込み書類等 (…P.11)
4. 資金使途 (…P.13)
5. 取扱金融機関 (…P.14)
6. 他機関の融資案内 (…P.15)  
小規模事業者経営改善資金（マル経融資） 利子補助制度 (…P.15)

## 03 創業支援

1. 創業支援資金 (…P.16)
2. 創業スタートアップ助成 (…P.17)
3. 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業（特定創業支援等事業）  
創業セミナー等 (…P.18)

## 04 補助金・助成金等

1. 創業スタートアップ助成 (…P.17,21)
2. 資金融資にかかる信用保証料補助 (…P.16,21)
3. 研究機関活用支援事業補助金 (…P.21)
4. 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の先端設備等の導入支援 (…P.21)
5. (新)中小企業等デジタル化推進事業助成金 (…P.22)
6. 商店街の活性化：各種補助金など (…P.23)
7. 他機関の補助金・助成金 (…P.29)

## 05 商談会

1. 異業種交流会の開催 (…P.30)
2. 他機関の商談会 (…P.30)

## 06 区内産業の魅力発信

1. すぎなみ産業フェア（すぎなみフェスタと同時開催） (…P.30)
2. 産業交流展への出展 (…P.31)
3. 区内産業紹介冊子「すぎなみ産」の発行 (…P.31)
4. 技能功労者表彰 (…P.31)
5. 区からの情報発信（広報すぎなみ、区公式ホームページ、Instagram） (…P.31)

## 07 観光の促進

1. にぎわいと商機の創出 (…P.32)
  - 中央線あるあるプロジェクトの推進 (…P.32)
  - 魅力発信事業 (…P.33)
  - すぎなみ学倶楽部の運営 (…P.33)
  - フィルムコミッションの推進 (…P.33)
  - 図柄入り杉並ナンバープレートの普及促進 (…P.33)
2. アニメの振興と活用 (…P.34)
  - 東京工芸大学杉並アニメーションミュージアムの運営 (…P.34)
  - 他自治体、民間団体との連携 (…P.35)
  - 杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」の普及と活用 (…P.35)

## 08 勤労者の福利厚生

- 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター（フレンドリーげんき） (…P.36)

## II 就労支援

### 01 就労支援センター

1. 「はたらく」をサポートする3つのコーナー (…P.37)
2. 就職サポートコーナー (すぎJOB) (…P.38)
3. ジョブトレーニングコーナー (すぎトレ) (…P.40)
4. ハローワークコーナー (すぎハロ) (…P.41)

### 02 区の求人情報サイト

- 就職応援ナビすぎなみ (…P.42)

### 03 就職相談・面接会等

- 就職相談・面接会、就活応援フェア等 (…P.43)

### 04 国や都の就労支援機関

1. 厚生労働省 (…P.44)
2. ハローワーク新宿 (…P.44)
3. 地域若者サポートステーション (…P.44)
4. 公益財団法人 東京しごと財団 (…P.44)
5. TOKYO はたらくネット (…P.44)

# I 経営支援

## 01 経営相談

### 1 創業・経営相談窓口

創業・経営に関する各種相談（事業計画・会社設立・労務・販売促進・資金繰り・経営に関する相談等）に、相談員（中小企業診断士）が応じます（予約制※初回相談は予約不要）。

**[予約]** ☎03-5347-9182 までお電話ください。

**[相談費用]** 無料

**[日時]** 月～金曜日 8時30分～17時（祝日、年末年始を除く）

**[場所]** 杉並区産業振興センター

杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階

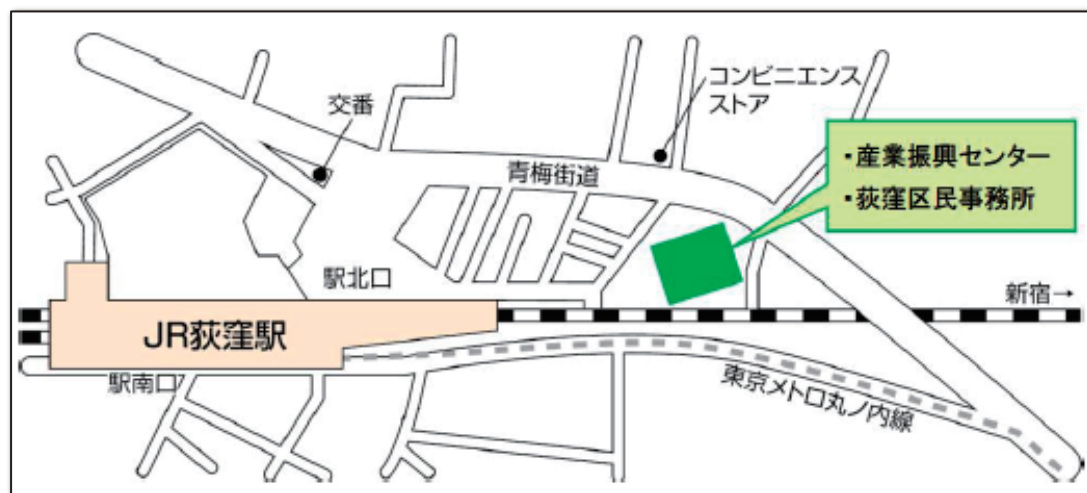


区内産業の更なる発展を図るため、商店街や中小企業の支援、観光の促進、就労支援、都市農業の振興などを行っています。

Daiwa 荻窪タワー2階には、産業経済団体等（東京商工会議所杉並支部、杉並区商店街振興組合連合会・杉並区商店会連合会、杉並産業協会、東京広域勤労者サービスセンター杉並区営業所）もあります。

#### 【アクセス】

- ・JR 中央線「荻窪駅」徒歩 3分
- ・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」徒歩 3分



**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 創業・経営 相談担当 ☎03-5347-9182

## 2 創業・経営相談会

創業・経営に関する各種相談は、産業振興センターのほか、阿佐谷図書館でも月 1 回、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます（予約制）。

**[予 約]** ☎03-5373-1811 までお電話ください。

**[相談費用]**無料

**[日 時]**毎月第 2 土曜日 13 時～17 時(1 人 1 時間程度)

杉並区立図書館ホームページ内「イベント・展示」にて開催日程をご確認ください。



**[場 所]**杉並区立阿佐谷図書館 2 階多目的ホール  
杉並区阿佐谷北 3-36-14


**[アクセス]** JR 中央線「阿佐ヶ谷駅」北口から徒歩 12 分



**【問合せ】阿佐谷図書館 ☎03-5373-1811**

## 3 事業所アドバイザー派遣

事業所等の現場における店舗効率化や売上向上などのお悩みを抱える区内中小事業者を対象に、専門家のアドバイザーを派遣し、助言や指導を行います。

対象者	区内中小事業者
アドバイザー	中小企業診断士、弁護士、税理士、社会保険労務士、弁理士等
申請方法	「事業所アドバイザー派遣申請書」をご提出いただきます。 ※区公式ホームページからダウンロードできます。  区公式ホームページ 事業所アドバイザー
条件等	① 1 事業所あたり年度内 2 回まで（1 回あたり 2 時間程度）です。ただし、事業所等の現場でアドバイスを受ける必要がある方に限ります。 ② アドバイザーの派遣を受けた場合は、1 年経過後に、経営の改善状況等の報告をしていただきます。
費用	無料

**【問合せ】産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077**

## 02 資金調達（融資のご案内）

杉並区では、区内中小企業者の皆様が事業に必要な資金を有利な条件で借入れできるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力により、融資あっせん制度を設けています。この制度は、区が直接融資するものではなく、利子の全部又は一部を補給して、皆様の負担軽減を図る制度です。

### 1 融資あっせん制度をご利用できる方、利用の流れ



#### ご利用いただける方

以下の要件を全て満たしている中小企業者をご利用いただけます。

#### 中小企業者の規模



##### 小売業（飲食業を含む）

資本金5千万円以下  
または  
従業員数50人以下



##### 卸売業

資本金1億円以下  
または  
従業員数100人以下



##### サービス業

資本金5千万円以下  
または  
従業員数100人以下



##### 製造業等【注1】

資本金3億円以下  
または  
従業員数300人以下

【注1】ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業・旅行業などを含みます。

※ 医療法人は従業員数300人以下

※ 従業員数について、個人事業における家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。

- 1 杉並区内に1年以上主たる事業所（法人の場合は本店登記）及び事業実態を有する方
- 2 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- 3 申込みをする日までに納付すべき住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税と法人都民税）を滞納していない方
- 4 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- 5 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- 6 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金」「災害復旧特例小口資金」（小口零細企業保証制度の対象）は、**1～6**に加えて、以下の**7**と**8**の条件を満たしていることが必要です。

- 7 従業員が20人（卸売業・小売業またはサービス業【注2】は5人）以下であること

【注2】 宿泊業・娯楽業・旅行業については、従業員数20人以下

- 8 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること



#### ご利用いただけない方

※借入金の返済（借換を除く）、税金の支払い、生活費の為の資金として利用する方

※杉並区の融資制度による既存融資で延滞がある等、返済が困難な方

※杉並区暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第5号）第2条に規定する暴力団関係者

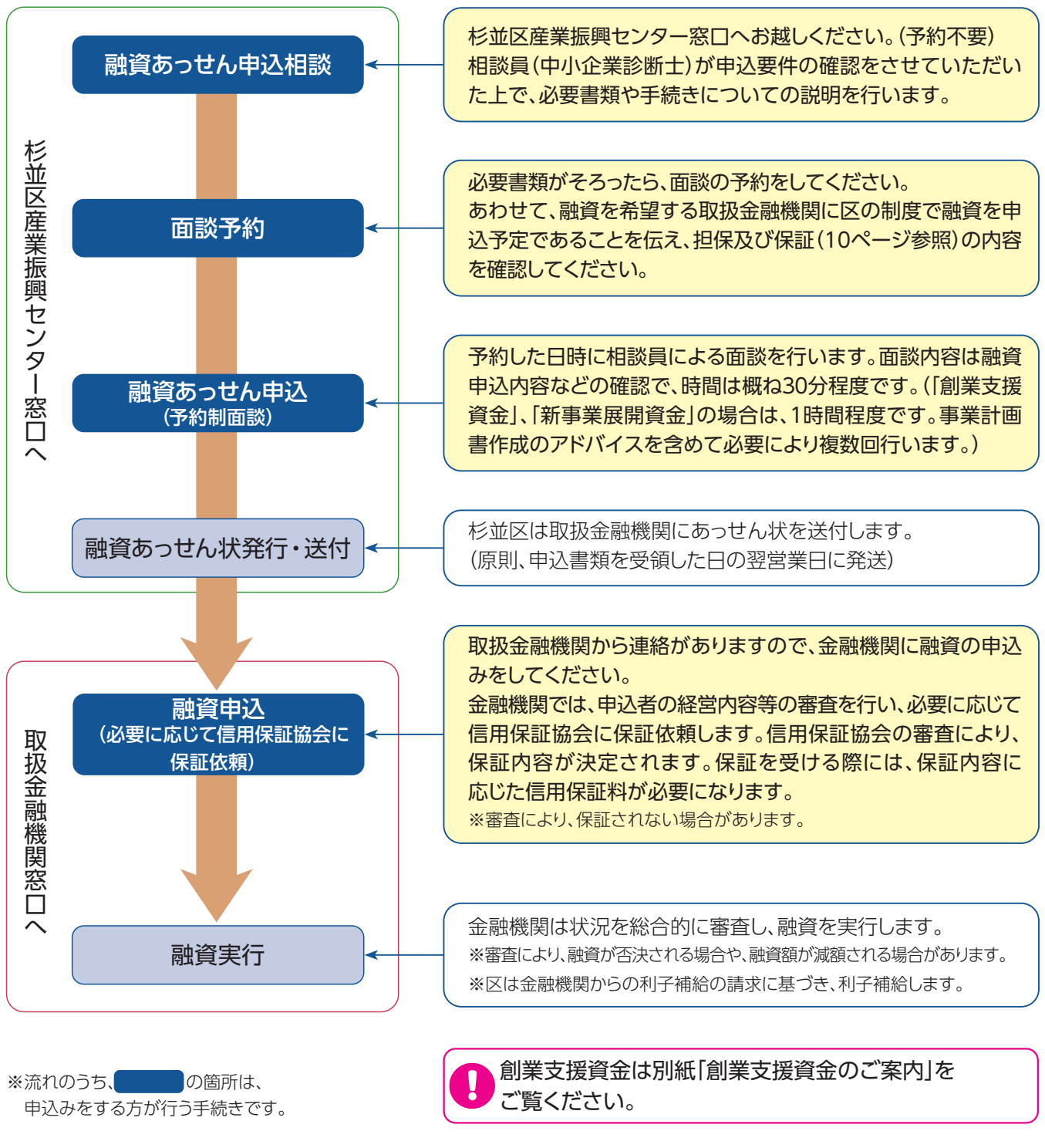


なお、各資金種類それぞれの対象要件も必要です。詳しくは9-10ページの「資金種類一覧」をご覧ください。  
（「創業支援資金」の場合はご利用できる方の条件や必要書類が異なります。詳しくは別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。）





## ご利用(申込から融資実行まで)の流れ



### 信用保証制度について

#### ● 東京信用保証協会の信用保証とは

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際に、保証人となって企業の信用力を補完することにより借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する公的機関です。個々の保証に際しては、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。

信用保証制度についてのお問い合わせは

東京信用保証協会 新宿支店

☎03-3344-2251

## 2 資金種類一覧



### 杉並区中小企業資金融資あっせん制度 資金種類一覧

令和8年4月1日現在(利率は年利)

資金の種類	融資対象条件	資金使途	限度額【注1】
普通資金	<b>ご利用いただける方</b> (7ページ「ご利用いただける方」の中小企業者の規模に該当する方) 1. 杉並区内に1年以上主たる事業所(法人の場合は本店登記)及び事業実態を有する方 2. 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方 3. 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納していない方 4. 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方 5. 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方 6. 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方	運 転	3,000万円
短期運転資金		設 備	
	借 換 13ページをご覧ください。		
小規模企業小口資金	<b>ご利用いただける方</b> にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること ※宿泊業・娯楽業・旅行業については従業員数20人以下 2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下である方	運 転	2,000万円
		設 備	
経営基盤強化資金	<b>ご利用いただける方</b> にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して、5%以上減少している方 2. 経済情勢の影響による売上低下に対応し、経営基盤の強化を行う資金が必要な方	運 転	1,500万円
		設 備	
特例資金	<b>ご利用いただける方</b> にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して減少している方 2. 経済情勢の急変による売上低下に対応し、経営の安定化を行う資金が必要な方 <b>小口</b> の場合は、 1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること ※宿泊業・娯楽業・旅行業については従業員数20人以下 2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下である方	運 転	700万円 【注3】
小口特例資金			
創業支援資金	事業を営んでいない方で、杉並区内で創業しようとする方、または、杉並区内で創業した日から1年未満の方 ・詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください	運 転	2,000万円
		設 備	
新事業展開資金	<b>ご利用いただける方</b> にあてはまり、以下の条件を満たしている方 新分野進出、事業転換、新たな技術・製品・商品・サービスの開発・企業化を行う資金が必要な方 ・詳細は別紙「新事業展開資金のご案内」をご覧ください	運 転	1,500万円
		設 備	

【注1】 資金の種類ごとにその残高と合わせて限度額まで申込みできます。

【注2】 運転設備併用の場合は、7年以内とします。

【注3】 新型コロナウイルス感染症対策特例資金(令和4年6月30日廃止)、原油価格・物価高騰等対策特例資金(令和6年3月31日廃止)、借換特例資金(令和7年3月31日廃止)と合わせて700万円分。

【注4】 以下の(ア)～(エ)に該当する場合、利率を0.2%優遇します。

(ア) 「産業経済団体加入者優遇(略称:団体加入)」…東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会への加入者の場合

(イ) 「住環境と調和した業種優遇(略称:住環境)」…創業する業種、新事業を展開する業種が情報・通信、福祉・介護、健康関連など区が指定した業種の場合

(ウ) 「人材雇用等創出優遇(略称:人材)」…資金使途に、新たな人材雇用や賃金の引上、求人に関する広報費等を含む場合

(エ) 「環境負荷軽減促進優遇(略称:環境)」…資金使途に、省エネ設備、再エネ設備、低燃費車等の導入経費を含む場合

(対象となる設備については要件があります。詳細は区公式ホームページをご覧ください)

表面利率 (固定)	本人負担率	利子補給率 (区負担利率)	優遇利率【注4】 本人負担率	貸付期間【注2】 (うち据置期間)	信用保証料補助	担保及び保証
2.00%	1.33%	0.67%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体加入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材 環境</div> 1.13%	運転7年以内 設備9年以内 (6か月以内) ※借換含む場合は7年以内、据置不可	—	金融機関との協議により以下の方法から決まります。  <b>1</b> 信用保証協会 <b>2</b> 連帯保証人 <b>3</b> 担保(不動産担保等)  原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。  <b>小口</b> 小口資金は、小口零細企業保証制度による信用保証協会の100%保証が条件となります。
1.90%	1.27%	0.63%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体加入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材</div> 1.07%	11か月以内 (1か月以内)	—	
1.80%	0.60%	1.20%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体加入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材 環境</div> 0.40%	運転7年以内 設備9年以内 (6か月以内)	都1/2補助【注5】	
2.00%	0.67%	1.33%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材 環境</div> 0.47%	運転7年以内 設備9年以内 (6か月以内)	—	
1.90%	貸付日から3年間 0%	1.90%	—	運転7年以内 (6か月以内)	都1/2補助【注5】	
	貸付日から3年経過後 0.48%	1.42%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材</div> 0.28%			
1.70%	貸付日から3年間 0%	1.70%	—	(6か月以内)	—	
	貸付日から3年経過後 0.43%	1.27%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材</div> 0.23%			
1.80%	0.20%	1.60%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体加入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住環境</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材 環境</div> 0%	運転7年以内 設備9年以内 (1年以内)	都2/3補助【注5】 区1/3補助【注6】	
2.00%	0.67%	1.33%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住環境</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人材 環境</div> 0.47%	運転7年以内 設備9年以内 (6か月以内)	—	

【注5】 小規模企業小口資金の場合は東京都「小口フリーランス」、経営安定運転特例資金の場合は東京都「経営一般」、創業支援資金の場合は東京都「創業融資」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

【注6】 詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。

○その他、区内の商店会、業種団体向けの「団体資金」、区内の商店会で杉並区の各種商店街補助制度に基づいた事業を行う資金のための「商店街活性化資金」もございます。詳細は別紙「団体資金のご案内」・「商店街活性化資金のご案内」をご覧ください。

○災害を受けた際の対応資金として、「災害復旧特例資金」「災害復旧特例小口資金」もございます。(災害発生時に受付期間を設定します。)

**小口** 小口零細企業保証制度による種類

### 3 あっせん申し込み書類等

## あっせん申込に必要な書類等

### 法人

		提出する書類	注意事項
1	<input type="checkbox"/>	融資あっせん申込書(法人用) (第1号様式(乙))	区公式ホームページからダウンロードできます
2	<input type="checkbox"/>	直近の法人税確定申告書と決算書 (コピー)	12ページ下段「法人税確定申告書または所得税確定申告書 および決算書のコピーしていただくもの」参照
3	<input type="checkbox"/>	資金種類該当届 【経営基盤強化資金】【経営安定運転特例資金】【経営安定運転特例小口資金】を申込み場合のみ	
4	<input type="checkbox"/>	上記「3」で記載した売上が確認できる資料(月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書等) ※客観性に欠ける資料(月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者管理資料であることが確認 できないものなど)は不可	
5	<input type="checkbox"/>	事業計画書(区所定の書式) 【新事業展開資金】を申込み場合のみ	
6	<input type="checkbox"/>	営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー) 許認可や資格が必要な業種のみ	
7	<input type="checkbox"/>	見積書(コピー) 【資金使途が設備資金の場合のみ】	見積書の要件は13ページ「設備資金申込時の注意点」をご覧ください
8	<input type="checkbox"/>	産業経済団体加入を証明する書類(コピー) 【産業経済団体加入者優遇】の優遇利率適用を申込み場合のみ	東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会に支払った 直近の会費の領収書、または加入していることを証明できる資料 (直近の会員証や名簿など)
9	<input type="checkbox"/>	資金使途チェックシート 【人材雇用等創出優遇】の優遇利率適用を申込み場合のみ	資金使途に「新たな人材雇用」や「賃金の引上げ」等を含む方が 対象です
10	<input type="checkbox"/>	優遇対象となる設備の確認に係る資料 【環境負荷軽減促進優遇】の優遇利率適用を申込み場合のみ	詳細については区公式ホームページをご確認ください
11	<input type="checkbox"/>	同意書	
12	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書 【小規模企業小口資金】【経営安定運転特例小口資金】を申込み方で東京信用保証協会に保証付融資残高を確 認する場合のみ	
		確認する書類(申込時に確認後、お返しします)	注意事項
13	<input type="checkbox"/>	法人実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの 東京法務局杉並出張所
14	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書	発行後3か月以内のもの 東京法務局杉並出張所
15	<input type="checkbox"/>	代表者の住民税の納税証明書	最新年度・前年度分(下表参照) 普通徴収の場合、納税通知書 と領収書でも可。非課税の場 合は非課税証明書が必要です 区民課区民係、または区民 事務所 ※杉並区外の方は住民登録 地の区市町村役所
16	<input type="checkbox"/>	法人事業税・法人都民税の納税証明書	最新のもの 杉並都税事務所
		持参するもの	注意事項
17	<input type="checkbox"/>	印鑑(実印)	法人実印 申込書類に訂正等があった場合に使用します

必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。

1、5及び7の書類は、区から取扱金融機関あてのあっせん状とともにご指定の金融機関に郵送します。

### 住民税の納税証明書または領収書の年度について

申込月	最新年度	前年度	納期限は以下のとおりです
4月~7月	令和7年度 (令和6年中所得分)	令和6年度 (令和5年中所得分)	【普通徴収の方】 第1期分:6月末日 第3期分: 10月末日 第2期分:8月末日 第4期分:翌年1月末日
8月~3月	令和8年度最新納期まで (令和7年中所得分)	令和7年度 (令和6年中所得分)	【特別徴収の方】 翌月10日 ※納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限になります

## 個人

		提出する書類	注意事項
1	<input type="checkbox"/>	融資あっせん申込書(個人用) (第1号様式(甲))	区公式ホームページからダウンロードできます
2	<input type="checkbox"/>	直近の所得税確定申告書と決算書 (コピー)	下段「法人税確定申告書または所得税確定申告書および決算書のコピーしていただくもの」参照
3	<input type="checkbox"/>	資金種類該当届 【経営基盤強化資金】【経営安定運転特例資金】【経営安定運転特例小口資金】を申込み場合のみ	
4	<input type="checkbox"/>	上記「3」で記載した売上高が確認できる資料(月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書等) ※客観性に欠ける資料(月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者管理資料であることが確認できないものなど)は不可	
5	<input type="checkbox"/>	事業計画書(区所定の書式) 【新事業展開資金】を申込み場合のみ	
6	<input type="checkbox"/>	営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー) 【許認可や資格が必要な業種のみ】	
7	<input type="checkbox"/>	見積書(コピー) 【資金使途が設備資金の場合のみ】	見積書の要件は13ページ「設備資金申込時の注意点」をご覧ください
8	<input type="checkbox"/>	産業経済団体加入を証明する書類(コピー) 【産業経済団体加入優遇】の優遇利率適用を申込み場合のみ	東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会に支払った直近の会費の領収書、または加入していることを証明できる資料(直近の会員証や名簿など)
9	<input type="checkbox"/>	資金使途チェックシート 【人材雇用等創出優遇】の優遇利率適用を申込み場合のみ	資金使途に「新たな人材雇用」や「賃金の引上げ」等を含む方が対象です
10	<input type="checkbox"/>	優遇対象となる設備の確認に係る資料 【環境負荷軽減促進優遇】の優遇利率適用を申込み場合のみ	詳細については区公式ホームページをご確認ください
11	<input type="checkbox"/>	同意書	
12	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書 【小規模企業小口資金】【経営安定運転特例小口資金】を申込み方で東京信用保証協会に保証付融資残高を確認する場合のみ	
		確認する書類(申込時に確認後、お返します)	注意事項
13	<input type="checkbox"/>	事業主実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの
14	<input type="checkbox"/>	事業主の住民税の納税証明書	最新年度・前年度分(11ページ表参照) 普通徴収の場合、納税通知書と領収書でも可。非課税の場合は非課税証明書が必要です
15	<input type="checkbox"/>	個人事業税の納税証明書	最新のもの ※非課税の場合は不要
		持参するもの	注意事項
16	<input type="checkbox"/>	印鑑(実印)	個人事業主の実印 申込書類に訂正等があった場合に使用します

必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。

1、5及び7の書類は、区から取扱金融機関あてのあっせん状とともに指定の金融機関に郵送します。

### 法人税確定申告書または所得税確定申告書および決算書のコピーしていただくもの

法人	個人
(1)法人税確定申告書 別表一(確定申告書の1ページ目) 電子申告の場合は「受信通知」を添付 (2)決算書 (ア)貸借対照表 (イ)損益計算書 (ウ)製造原価明細表(作成している場合のみ) (エ)販売費一般管理費明細表 (オ)株主資本等変動計算書	(1)所得税確定申告書 第一表(確定申告書の1ページ目) 電子申告の場合は「受信通知」を添付 (2)決算書 青色申告の方⇒青色申告決算書の損益計算書(1ページ目) 貸借対照表(4ページ目) 白色申告の方⇒収支内訳書(1,2ページ目)

## 4 資金使途



### 資金使途について

運転資金	●商品・原材料の仕入れ ●外注費 ●人件費 ●買掛金・支払手形の決済
設備資金	●機械・装置の購入 ●器具・備品類の購入 ●店舗・事務所等の新・増改築 ●保証金、敷金等 ●ソフトウェアの購入 ●フランチャイズ契約料 ●車両の購入
借換 (普通資金のみ)	●杉並区中小企業資金融資あっせん制度による融資の借換であること ●6回以上元金返済していること、かつ、月々の返済が滞っていないこと ●同一金融機関・同一支店における借換であること



納税(消費税を含む)、借入金の返済、生活資金、事業以外の資金は対象となりません。

### 設備資金申込時の注意点

- 申込みには見積書(コピー)が必要です。
  - 1 宛名は法人の場合は法人名、個人事業主の場合は代表者氏名であること
  - 2 有効期限内であること(有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内)
- 設備は区内に設置するものに限り、必要に応じて、図面、カタログ等をお持ちいただく場合があります。
- 申込金額は見積書の範囲内であり、消費税等の税金や支払い済みのものは対象外となります。また、リース契約や支払い方法を分割とした場合も対象外となります。
- 建物修繕や外壁工事の場合は、所有者確認のため登記簿謄本のコピーを添付してください。
- 建物修繕や外壁工事において、その一部を自己の居住の用に供している場合は、見積書の総額を床面積で按分することがありますので、各床面積を確認できる書類(登記簿謄本のコピー等)を添付してください。
- 車両の購入については、事業用に限り、車両本体と付属備品価格が対象です。必要以上の高級車・業務と無関係な装備は対象になりません。
- 個人タクシーの場合は、返済期間4年以内(据置期間を含む)です。



### 返済方法について

返済方法は「元金均等返済」です。据置期間中の繰り上げ返済はできません。

なお、返済日が指定金融機関の休業日である場合は、翌営業日が返済日となります。



### 利子補給の停止について

下記のいずれかに該当した場合、利子補給は停止します。

- 事業を廃止した場合
- 本店登記または事業実態を区外に移した場合(個人の場合は、主たる事業所を区外に移した場合)
- 一括完済、一部繰上返済をした場合
- 代位弁済を受けた場合
- 延滞した場合
- 返済条件を変更した場合
- 金融機関を変更した場合(同一金融機関で杉並区中小企業資金融資取扱支店(14ページ参照)に変更した場合を除く)
- 申込内容に偽りがあった場合(申込内容と異なる使い方をした場合)

## 5 取扱金融機関

# 杉並区中小企業資金融資取扱金融機関

金融機関名	支店名	所在地	電話番号	金融機関名	支店名	所在地	電話番号	
みずほ銀行	笹塚	渋谷区笹塚1-5-7-7	*	銀行	山梨中央銀行	荻窪	杉並区南荻窪1-42-15	3331-0101
	高円寺	杉並区高円寺南3-1-1			阿波銀行	代々木	渋谷区千駄ヶ谷5-23-5	5315-0664
	浜田山	杉並区浜田山3-24-2			東日本銀行	八幡山	杉並区上高井戸1-9-1	3302-1331
	北沢	世田谷区北沢2-28-5			代田橋	渋谷区本町2-5-2	3374-9611	
	荻窪	杉並区天沼3-4-1			飯能信用金庫	杉並法人営業部	杉並区荻窪4-29-10	5335-7697
	西荻窪	杉並区西荻南3-14-5			興産信用金庫	中野	中野区上高田2-50-1	3387-5151
	方南町	杉並区方南2-12-20			東京シティ信用金庫	中野	中野区本町3-11-7	3372-5421
	高円寺北口	杉並区高円寺北3-45-14			芝信用金庫	上井草	杉並区上井草3-31-20	3396-6311
	中野	中野区本町4-44-18			東京三協信用金庫	井荻駅前	杉並区上井草1-24-2	3390-4111
	新宿西口	新宿区西新宿1-25-1			信用金庫	高井戸	杉並区高井戸東4-8-18	3333-8811
阿佐ヶ谷	杉並区阿佐谷南3-1-36	鷺宮	中野区上鷺宮1-4-2	3999-2011				
*ご相談・お申し込み先 法人営業オフィス 千代田区神田錦町2-11			6632-1051	中野		中野区本町4-44-13	3383-2511	
三菱UFJ銀行	久我山駅前	杉並区久我山5-7-17	3333-1511	西京信用金庫		阿佐谷	杉並区梅里2-18-10	3312-8111
	笹塚	渋谷区笹塚1-55-2	3376-5141	南中野		中野区弥生町4-24-1	3381-8176	
	中野	中野区中野2-30-9	3384-5221	上井草		杉並区井草5-6-6	3395-2171	
	高円寺	杉並区高円寺北2-7-4	3337-1101	西荻窪		杉並区西荻北3-16-6	3395-2611	
	阿佐ヶ谷	杉並区阿佐谷北1-5-3	3338-1141	本店		中野区中野2-29-10	3384-3775	
	荻窪	杉並区荻窪5-28-9	3393-5111	本町通		中野区中央3-1-1	3362-1231	
	西荻窪駅前	杉並区西荻北2-3-7	3390-3121	中野北口		中野区新井2-30-1	3387-5161	
	上北沢	渋谷区笹塚1-55-2	3376-5141	阿佐ヶ谷	杉並区阿佐谷北4-23-7	3337-3221		
	阿佐ヶ谷駅前	杉並区阿佐谷北1-5-3	3338-1141	荻窪	杉並区荻窪5-28-16	3393-1521		
	永福町	杉並区和泉3-5-1	3323-2216	浜田山	杉並区浜田山3-26-16	3313-8201		
三井住友銀行	久我山	杉並区久我山5-7-17	3333-1511	西武信用金庫	久我山	杉並区久我山4-2-2	3332-3301	
	荻窪駅前	杉並区荻窪5-28-9	3393-5111	杉並営業部	杉並区上荻4-29-15	3301-7111		
	永福町駅前	杉並区和泉3-5-1	3323-2216	阿佐ヶ谷南	杉並区阿佐谷南3-32-18	3391-7111		
	西荻窪	杉並区西荻北2-3-7	3390-3121	西荻窪	杉並区西荻南3-8-6	3335-7111		
	西荻窪	杉並区西荻北2-3-5	個人の方 0570-043-195 法人の方 0570-046-760	下井草	杉並区井草1-1-1	3394-2311		
	高円寺	中野区中野5-64-3		荻窪西口	杉並区上荻1-16-4	3220-2111		
	中野	中野区中野5-64-3		城南信用金庫	中野	中野区中央5-16-1	3381-7136	
	荻窪	杉並区上荻1-16-14		昭和信用金庫	高円寺	杉並区高円寺北2-41-21	3330-3211	
	下井草	杉並区下井草3-38-16		世田谷信用金庫	桜上水	世田谷区桜上水2-6-4	5374-8821	
	永福町	杉並区永福4-1-1		東京信用金庫	八幡山	杉並区上高井戸1-1-11	3329-1021	
阿佐ヶ谷	杉並区阿佐谷南1-48-2	青梅信用金庫		下高井戸	世田谷区松原3-30-8	3321-4155		
りそな銀行	荻窪	杉並区天沼3-5-4		3391-2281	大東京信用組合	笹塚	渋谷区笹塚1-58-8	3328-0151
	井荻	杉並区下井草5-18-12		3394-6811	第一勧業信用組合	上北沢	世田谷区上北沢3-32-13	3302-8111
	中野	中野区中野2-30-4		3381-7266	東京中央農業協同組合	桜上水	世田谷区桜上水4-17-2	3329-3241
	高円寺	杉並区高円寺北2-11-7	3337-1142	高井戸	杉並区和泉3-6-3	3322-4181		
	群馬銀行	荻窪	杉並区荻窪5-26-13	3398-3101	下井草	杉並区下井草2-44-3	3396-7351	
	千葉銀行	新宿	新宿区西新宿2-4-1	3344-1661	阿佐ヶ谷	杉並区阿佐谷南1-34-6	3317-0111	
	きらぼし銀行	阿佐ヶ谷	杉並区高円寺南4-27-6	5913-9022	高円寺	杉並区高円寺南4-45-4	3318-1111	
		中野	杉並区高円寺南4-27-6	5913-9012	堀ノ内	杉並区堀ノ内3-3-15	3311-1141	
		三鷹	三鷹市下連雀4-15-44	0422-44-8251	荻窪	杉並区上荻1-19-9	3391-1931	
		代田	渋谷区笹塚2-15-2	3376-6214	富士見台	練馬区富士見台2-18-5	3999-7163	
武蔵野		三鷹市下連雀4-15-44	0422-79-0024	中野新橋	中野区弥生町2-20-2	3372-2121		
笹塚		渋谷区笹塚2-15-2	3376-6211	城西	杉並区成田東5-18-7	3392-7271		
高円寺		杉並区高円寺南4-27-6	3312-8301	高井戸	杉並区高井戸東3-22-11	3331-5181		
烏山		世田谷区南烏山6-3-13	3308-6611	井荻	杉並区今川1-17-15	3395-3361		
石神井		練馬区石神井町3-26-8	3995-1181	杉並中野	杉並区桃井2-3-4	3399-8983		
上石神井		練馬区上石神井2-34-12	3929-8811	※この内容は、令和8年4月1日現在のものです。 ※支店統合等により、年度途中で支店名等が変更になる場合があります。				
幡ヶ谷	渋谷区笹塚2-15-2	3379-2411						
富士見ヶ丘	世田谷区南烏山6-3-13	6279-5050						

## 6 他機関の融資等のご案内

### ◆【東京商工会議所杉並支部】小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとぎ融資される日本政策金融公庫の公的融資制度です。お申込みにつきましては、東京商工会議所杉並支部へご相談ください。

【問合せ】 東京商工会議所杉並支部 ☎03-3220-1211



東京商工会議所杉並支部  
ホームページ

### ★小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補助制度

東京商工会議所杉並支部を通じて小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用し、日本政策金融公庫へ利子を支払った区内小規模事業者に対し、事業者が負担する支払利息の一部を区が補助します。

利子補助率	補助対象期間
1～12月に支払った利子の30%	初回の利子支払日の属する月から36か月間

補助金の申請は、産業振興センター就労・経営支援係までご提出ください。

※申請はその年の4月1日から12月末日まで受け付けます。遡って申請はできません。

【問合せ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077



区公式ホームページ  
マル経融資利子補助制度

### ◆【日本政策金融公庫】

日本政策金融公庫は事業に取り組む方々を支援する、国が100%出資する政策金融機関です。創業融資や新事業展開、事業再生融資、海外展開融資など、様々な融資制度を設けています。

【問合せ】 日本政策金融公庫新宿支店（国民生活事業） ☎ 0570-026825



日本政策金融公庫  
ホームページ

### ◆【東京都】中小企業制度融資

東京都の制度融資は、東京都と東京信用保証協会と指定金融機関の三者協調のうえに成り立っている融資制度で、都内の中小企業者が金融機関から融資を受けやすくなっています。東京都の制度融資を受けるには東京信用保証協会の保証が必要になります。

【問合せ】 東京都産業労働局金融部金融課 ☎ 03-5320-4877



東京都中小企業  
制度融資  
ホームページ

### ◆【東京信用保証協会】

東京信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づく公的機関であり、事業経営に取組んでいる中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際に保証人となって借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援しています。保証を受ける場合には、保証料のご負担が必要です。

保証の申込は、金融機関を経由して、又は保証協会に直接お申しいただけます。

【問合せ】 東京信用保証協会 新宿支店 ☎ 03-3344-2251



東京信用保証協会  
ホームページ



## 03 創業支援

### 1 創業支援資金（中小企業資金融資あっせん制度）

新規の創業資金、創業後間もない時期の事業資金を調達したい方に、運転資金・設備資金を低利で融資あっせんしています。

#### 【利用できる方】

- ・創業する事業が、信用保証協会の保証対象業種であること。
- ・申込みをする日までに申込者（法人の場合は代表者）が納付すべき住民税（区市町村民税・都道府県民税）を滞納していないこと。分社化しようとする法人は、納付すべき事業税を滞納していないこと。
- ・許認可事業の場合は、原則として許認可を受けていること。
- ・個人の場合は主たる収入を事業収入から得る予定の方。

#### 【要件】

- ① 事業を営んでいない方<sup>※1</sup>で、個人として区内で創業を予定しており、次の(ア) (イ)を満たす場合  
(ア) 融資申込金額以上の自己資金額があること。  
(イ) 杉並区内で事業を開始する具体的な計画を有し、1か月以内に開業すること。
- ② 事業を営んでいない方<sup>※1</sup>が個人または法人として区内で創業し、創業した日<sup>※2</sup>から1年未満の場合
- ③ 中小企業者である法人で、区内で分社化<sup>※3</sup>しようとする具体的な計画を有する法人または分社化により設立された日から1年未満の法人

※1：事業収入や不動産収入がある方、現在法人の代表者の方は対象となりません。また、事業を1年以上営んでいる方が、事業所等を新たに開設する場合や法人成りする場合などは対象となりません。すでに杉並区外で創業済（法人登記や個人事業の届出を行った場合等）で杉並区内に移転した場合は、創業した日から1年未満でも対象となりません。

※2：創業した日は、法人の場合は登記簿上の設立年月日、個人の場合は原則として「個人事業の開業・廃業等届出書」上の開業日とします。ただし、状況によっては売上の発生等、事業の開始が確認できる日とします。

※3：分社化は、中小企業者である法人が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立することをいいます。ただし、新たな会社の出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。

#### 【信用保証料補助】

都からの3分の2の信用保証料補助に加え、区の特定期間創業支援等事業の支援を受け創業する方は、さらに区から3分の1の補助を受けられ、合わせて全額補助となります。

【問合せ】産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077



区公式ホームページ  
創業支援資金  
信用保証料補助

## 2 創業スタートアップ助成

創業当初に必要な経費の一部を支援し、安定的かつ持続的な経営に取り組む事業者を支援、区内における創業を促進することを目的として実施します。

### 【助成の種類】

次のうち、いずれか一方を助成します。※予算の範囲内で助成します（先着順）

助成内容	助成限度額	助成率
事業所家賃	30 万円(月額上限: 5 万円× 6 か月)	2/3
ホームページ等作成費用	20 万円	2/3

### 【申込期間】

- ① 第 1 回 : 4 月～5 月
- ② 第 2 回 : 10 月～11 月

### 【助成対象期間】

次の全てを満たした日を助成対象期間の始期とし、翌月から助成します。

・助成金の交付決定日 ・創業した日 ・商店会等へ加盟した日

ただし、事業所家賃助成については「事務所等の賃借を開始した日」も含め、4 点全てを満たす必要があります。

### 【助成対象者】 ※主な要件

1. 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
2. 区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人または法人であること。
3. 基準日（第 1 回 : 4 月 1 日、第 2 回 : 10 月 1 日）において、創業後 6 か月以内であること。
4. 商店会へ加盟すること。（商店会の区域内に事業所がある場合）

※詳細は、区公式ホームページをご覧ください。

### 【事業所家賃助成】

次の要件を全て満たす事業所等の賃料が対象です。

1. 区内の事務所等であって、助成対象者が事業のために継続して使用し、住居と兼用しないものであること。
2. 助成対象者自らが新規に事業用として賃貸借契約を締結したものの。
3. 事務所等の貸主が助成対象者の 3 親等以内の親族または助成対象事業者が経営する会社もしくはグループ会社の構成員でないこと。
4. シェアオフィス、コワーキングスペースその他申請者以外の者と空間・設備等を共用する形態の物件でないこと。

### 【ホームページ等作成助成】

創業に伴うホームページ・モバイルサイト・アプリ作成に関する委託料、ホームページ作成ソフト及びホームページ作成に関する解説本等の購入費（パソコン等備品及び周辺機器を除く）が対象です。



創業についてのご相談、次の特定創業支援等事業による支援を受けるための予約をしたときは、「問合せ先」へお問合せください。

支援等事業	内容	問合せ先
相談窓口「創業・経営相談」（予約制）	それぞれの強みや専門分野を持つ多様な相談員（中小企業診断士）が、創業に関する各種相談に応じます。 【日時】月曜日から金曜日 8時30分から17時まで（休業日：土曜日・日曜日・祝日、年末年始） 【場所】杉並区産業振興センター 【費用】無料	杉並区産業振興センター 就労・経営支援係 （創業・経営相談担当） ☎ 03-5347-9182
創業・経営相談会（予約制）	阿佐谷図書館でも月1回、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます（予約制）。 【日時】毎月第2土曜日 13時～17時（1人1時間程度） 【場所】阿佐谷図書館 【費用】無料	阿佐谷図書館 ☎03-5373-1811
創業セミナー（申込制）	杉並区で創業するための実践的なノウハウを習得できるセミナーを行います。 【対象者】杉並区内で創業を目指す方・創業後間もない方 【日時】6月及び10月の毎週土曜（予定） 【場所】杉並区産業振興センター 【費用】無料	杉並区産業振興センター 就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077
東京商工会議所杉並支部相談窓口「専門相談窓口」（予約制）及び創業セミナー	経営指導員が創業の相談に応じます。 【日時】月曜日から金曜日まで 9時30分から17時まで（休業日：土曜日・日曜日・祝日、年末年始） 【場所】東京商工会議所杉並支部 【費用】無料 杉並区で創業するための実践的なノウハウを習得できるセミナーも実施します。 【日時・場所】別途、広報、公式ホームページ、チラシ等でお知らせします。	東京商工会議所杉並支部 ☎ 03-3220-1211
西武信用金庫創業セミナー「実践！創業セミナー」（申込制）	創業に必要な知識やノウハウを身に着的けるための講座を行います。 【対象者】杉並区内で創業を目指す方・創業後間もない方 【日時・場所】別途、広報、公式ホームページ、チラシ等でお知らせします。 【費用】無料	西武信用金庫地域協創部 ☎ 03-6382-7016
NPO法人杉並中小企業診断士会創業セミナー	杉並区で創業するための実践的なノウハウを習得できるセミナーを行います。 【対象者】杉並区内で創業を目指す方・創業後間もない方 【日時・場所】別途、広報、公式ホームページ、チラシ等でお知らせします。 【費用】無料	NPO法人 杉並中小企業診断士会

## ◆特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書

優遇措置の適用を受けるためには、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が必要です。**発行手数料は無料**です。証明申請ができる方は、証明申請時において、以下の全ての要件を満たしている創業者（創業予定者）です。

1. 産業競争力強化法第2条第31項に掲げる創業者の方<sup>(注)</sup>
2. 特定創業支援等事業による支援を、4回以上かつ原則1カ月以上の継続的な期間に受けていること
3. 特定創業支援等事業による支援を受けることによって、経営、財務、人材育成、販路開拓に関わる知識の全てを習得していること

(注) 産業競争力強化法第2条第31項に掲げる創業者とは

- ① 事業を営んでいない個人が6カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該事業の開始後5年未満のもの
- ② 事業を営んでいない個人が6カ月以内に会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該会社の設立後5年未満のもの
- ③ 次の場合は証明書発行の対象外となります。
  - ・現在法人の代表である方が新たに法人を設立する場合
  - ・個人事業（フリーランスを含む）を継続しつつ新たに法人を設立する場合

**[申請窓口] 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077**

※証明申請書は上記窓口にお問合せください。証明申請書の内容について審査し、要件に該当する場合、証明書を交付します。受付日から証明書交付まで1週間程度かかります。



区公式ホームページ  
創業支援等事業計画

## 04 補助金・助成金

### 1 創業スタートアップ助成

➡ P.17-18 「2 創業スタートアップ助成」をご覧ください。

### 2 資金融資にかかる信用保証料補助

➡ P.16 「1 創業支援資金」の[信用保証料補助]の項目をご覧ください。

### 3 研究機関活用支援事業補助金

中小企業者による新製品や新技術の研究・開発を促進するため、公設試験研究機関や大学等と共同研究等を行う際に要する経費の一部を補助しています。

**【対象者】** 区内中小企業者

**【補助対象経費】**

中小企業者が新製品・新技術・新サービスの研究・開発・試験などを研究機関と共同して行う契約に基づき、中小企業者が研究機関に支払う経費

**【補助限度額】** 10万円

**【補助率】** 1/2

**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077



### 4 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の先端設備等の導入支援

区内中小企業等の労働生産性向上を推進するため、「中小企業等経営強化法」に基づく「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ています。

区内中小企業者等が、先端設備等を導入する際に、区の「導入促進基本計画」に基づき「先端設備等導入計画」を策定し、区の認定を受けることで、固定資産税の特例措置や民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

※杉並区に計画を申請する前に、「認定経営革新等支援機関」の事前確認が必要です。

※設備取得は、杉並区の認定を受けた後となります。

支援  
内容

(1) 中小企業者等が、雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて区から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、2分の1に軽減されます。また、計画に位置付けた賃上げの方針が3%以上のものである場合は、5年間にわたって4分の1に軽減されます。

(2) 先端設備等導入計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられます。



**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077

## 5 中小企業等デジタル化推進事業助成金 ※令和8年度新規事業

デジタル技術を導入し、業務の効率化や生産性の向上等を図る区内事業者を支援するため、デジタル技術の導入に要する経費の一部を助成します。

### [対象者]

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等で、区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ、区内で事業を1年以上営んでいること、等。

### [助成対象経費]

新規に実施する事業又は新規要素を含んだ既存事業のために必要なもので、次のいずれかに該当する経費とします。ただし、その経費について国・都・区等が実施する他の制度の支援を受けていないこと。

- ① ソフトウェア等購入費（会計管理や在庫管理、物流管理等、自社の事業経営に関するシステムなどのデジタル化のために必要なもの）
- ② ハードウェア等購入費（上記①の導入の際に必要となるサーバー機器やネットワーク機器など）
- ③ 業務効率化のためのソフトウェアが内蔵されたシステム機器の購入費
- ④ システムを構築するための業務委託費等（上記①及び②の導入のほか、デジタル化を推進するためのシステム構築に必要なもの）
- ⑤ ホームページやECサイト、オンデマンドサービス等の制作にかかる業務委託費等
- ⑥ デジタル技術の導入に当たり、専門家から技術指導を受ける場合にかかる人件費又は業務委託費等
- ⑦ その他、上記①～⑥に類するもので、区が認めたもの

**[注]** 助成金申請前に購入したものや、私用で使用するものと兼用するもの等は、助成対象経費となりません。

助成限度額	助成率
50万円	助成対象経費の $\frac{2}{3}$ (小規模企業者 <sup>※1</sup> は $\frac{3}{4}$ ) ※1 小規模企業者：中小企業基本法に定める小規模企業者

**[申請期間]** 令和8年6月1日から10月30日 ※予算に達し次第終了

**[申請方法]** オンラインによる電子申請又は郵送、持込申請

※手続き方法などの詳細は、広報、区公式ホームページ、窓口配布のチラシ等でご案内します。

**[問合せ]** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077

## 6 商店街の活動支援：各種補助金など

商店街振興組合や商店会等の活動を支援するために、次のような助成制度等を設けています。

### ◆商店街チャレンジ戦略支援事業助成

広く区内商店街の振興を図り、中小商業の経営の安定と発展、地域経済の活性化を図るため、商店街等からの提案によるイベント事業や活性化事業に対し補助します。

#### 1. イベント事業

商店街が実施する地域資源を生かしたイベントの実施に係る事業費に対し補助します。

##### 【補助率】

- (ア) 補助対象経費 100 万円以下 対象経費の 5/6 以内（区 1/3 以内、都 1/2 以内）  
補助対象経費 100 万円超 対象経費の 2/3 以内（区 1/3 以内、都 1/3 以内）
- (イ) 若手・女性支援事業  
対象経費の 11/12 以内（区 7/12 以内、都 1/3 以内）
- (ウ) 全国連携事業  
対象経費の 8/9 以内（区 1/3 以内、都 5/9 以内）
- (エ) 組織活力向上支援事業  
対象経費の 11/12 以内（区 1/3 以内、都 7/12 以内）
- (オ) 大規模イベント支援事業  
対象経費の 2/3 以内（都 525 万円以内）

##### 【補助限度額】

- (ア) 300 万円 (イ) 87 万 5 千円 (ウ) 83 万 3 千円
- (エ) 825 万円 (オ) 1,125 万円

##### 【回数】

- (ア) 2 回 ※複数商店街等による共催事業を行う場合は左記のほかに 1 回可
- (イ)、(ウ) 後述の「女性活躍推進事業」及び「こども応援・婚活応援事業」と合わせていずれか 1 回
- (エ)、(オ) いずれか 1 回



## 2. 活性化事業

施設整備、販売促進等の商店街活性化を図る以下の事業に対し補助します。

<b>(1) 施設を整備する事業</b>
①街路灯整備・改修 <sup>※1</sup> ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備・改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設・改修 ⑧商店街事務所設置・改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計・実施設計 ⑯ A E D の設置
<b>(2) I T 機能の強化を図るための事業</b>
①ホームページ作成 <sup>※2</sup> ②ポイントカード導入 ③キャッシュレス決済導入 ④Eコマース導入 ⑤P O S システム導入 ⑥スマートフォンアプリ導入 ⑦顧客情報システム導入 ⑧フリーW i - F i 整備
<b>(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業</b>
①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置 ⑤商店街マップ作成 <sup>※3</sup>
<b>(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業</b>
①空き店舗等を活用した事業（交流施設・保育施設・高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入・調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動・リサイクル機器設置等） ⑤着ぐるみの作成
<b>(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業</b>
①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設・チャレンジショップ等） ⑬フラッグの作成

**【補助率】** 対象経費の 2/3 以内（区 1/3 以内、都 1/3 以内）

※1 装飾灯の新設・建て替え、灯具交換を行う場合の補助率は、対象経費の 5/6 以内  
（「商店街装飾灯助成」参照）

**【補助限度額】** 法人商店街 5,000 万円任意商店街 1,000 万円

※2 ホームページ作成は 50 万円、※3 商店街マップ事業は 20 万円

**【回数】** 法人商店街制限なし任意商店街 1 回

### 3. 商店街組織力強化事業

商店街の連合会や商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図る事業費に対し補助します。

**【補助率】** 対象経費の 11/12 以内（区 1/3 以内、都 7/12 以内）

**【補助限度額】** 2,000 万円

**【回数】** 制限なし

### 4. キャッシュレス対応事業

法人商店街が、キャッシュレス機器導入等、キャッシュレス決済環境を整備することで、商店街の利便性を高め商店街の活性化を図る事業費に対し補助します。

**【補助率】** 対象経費の 5/6 以内（区 1/3 以内、都 1/2 以内）

**【補助限度額】** 法人商店街 5,000 万円、任意商店街 1,000 万円

**【回数】** 制限なし

### 5. 女性活躍推進事業

女性グループが実施する事業に対して補助します。

**【補助率】** 対象経費の 11/12 以内（区 1/3 以内、都 7/12 以内）

**【補助限度額】** 87 万 5 千円

**【回数】** イベント事業の「若手・女性支援事業」、「全国連携事業」及び以下の「こども応援・婚活応援事業」と合わせて 1 回

### 6. こども応援・婚活応援事業

こども向けに実施する事業に対して補助します。

**【補助率】** (ア) イベント 対象経費の 8/9 以内（区 1/3 以内、都 5/9 以内）

(イ) 活性化事業に関する事業 対象経費の 5/6 以内（区 1/3 以内、都 1/2 以内）

**【補助限度額】** (ア) 83 万 3 千円 (イ) 1,000 万円

**【回数】** (ア) イベント事業の「若手・女性支援事業」、「全国連携事業」及び「女性活躍推進事業」と合わせて 1 回

(イ) 制限なし

**【問合せ】** 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138

## ◆政策課題対応型商店街事業助成

環境負荷の低減や防災・防犯等、行政課題の解決につながる商店街等の取組に対し補助します。

(1) 環境
① L E D街路灯の設置 ②ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置 ③街路灯、アーケード及びアーチへのソーラーパネル等の設置 ④アーケード・街路灯ランプの水銀灯から L E Dランプへの交換 ⑤アーケードの照明の L E D照明への交換 ⑥微細ミストの導入 ⑦暑さ対策のスペース・設備の設置
(2) 防災・防犯
①街路灯、アーチ、アーケードの点検・撤去 ②アーケード、アーチの耐震工事・調査③アーケード、アーチの耐震調査 ④民間交番の設置
(3) 福祉
①バリアフリートイレの設置 ②障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修 ③授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置
(4) 物流
共同荷さばきスペース・付帯施設の設置
(5) 国際化対応
外国人観光客受け入れのための施設・整備の設置
(6) 買物弱者支援事業
宅配サービス、送迎サービス等の取組
(7) 再生可能エネルギー・省エネルギー推進
①アーチの照明の L E D照明への交換 ②街路灯の L E Dランプならびにアーケード及びアーチの L E D照明の交換

**[補助率]**(1)、(6)対象経費の 95/100 以内 (区 5/100 以内、都 90/100 以内<sup>※1</sup>)

(2)~(5)対象経費の 95/100 以内 (区 15/100 以内<sup>※2</sup>、都 80/100 以内<sup>※1</sup>)

(7)対象経費の 100/100 (区 20/100、都 80/100<sup>※1</sup>)

※1 都補助分は直接補助 ※2 街路灯、アーチ、アーケード点検は上限あり

**[補助限度額]**2,250 万円 (別に都の直接補助限度額 1 億 2,000 万円)

**[問合せ]** 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138

## ◆地域連携型商店街事業助成

商店街が地域団体等と連携して実行委員会を組織し、地域のニーズに対応して商店街を含めた地域一帯のにぎわい創出に向けて行う、実行委員会等からの提案によるイベント事業や活性化事業に対し補助します。

### ① イベント事業

地域の活性化を図ることを目的に、商店街の街区を中心とした地域において行われるイベントの実施に係る事業費に対し補助します。

**【補助率】**

(ア) 新規事業 対象経費の 4/5 以内 (区 2/5 以内、都 2/5 以内)

(イ) 継続事業 対象経費の 2/3 以内 (区 1/3 以内、都 1/3 以内)

**【補助限度額】** (ア)、(イ)ともに 666 万 6 千円**【回数】** 1 実行委員会あたり 1 年度に 1 回**② 活性化事業**

実行委員会が策定した 3 年以上の期間にわたる事業計画の中で、地域の活性化を図ることを目的に取り組む事業として位置付けられた事業に対し補助します。

※商店街が行う施設整備及び空き店舗の活用に係る取組は、複数回の申請も可能です。

※計画の策定に当たっては、都の専門家派遣事業または区の商店街アドバイザー派遣事業による専門家から事前に助言を受けることが必須です。

**【補助率】** 対象経費の 4/5 以内 (区 2/5 以内、都 2/5 以内)**【補助限度額】** 法人商店街 1 億円 任意商店街 1,000 万円**【回数】** 1 実行委員会あたり 1 年度に 1 回**【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138****◆ 商店街トライアル事業助成**

コロナ禍や物価高騰により大きな影響を受けた商店街のにぎわいを取り戻すために、希望によりアドバイザーを派遣し、商店街のイベント創設等の支援を行います。

**【補助率】** 対象経費の 10/10 (区単独)**【補助限度額】** イベント事業 50 万円 (共催事業の場合 : 200 万円)

活性化事業 20 万円 (ホームページ作成の場合 : 50 万円)

個店連携事業 50 万円 (2 年目以降の場合 : 30 万円)

キャッシュレスポイント還元事業 100 万円+(参加店舗数-10)×6 万円

(上限 500 万円)

ショート動画事業 50 万円

**【回数】** 1 商店街あたり 1 年度に 1 回**【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138****◆ 商店街地域力向上事業助成**

防災・防犯、環境、高齢社会への対応等、商店街等が自ら住民生活を支えるための事業に対し補助します。

**【補助率】** 対象経費の 2/3 (区 1/3 以内、都 1/3 以内)**【補助限度額】** 40 万円**【回数】** 1 商店街あたり 1 年度に 1 回+共催 (共催でない場合も 2 回まで)**【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138**

### ◆商店街定期開催事業助成

商店街（共催も可）が年間に複数回実施する同一事業に対し補助します。

【補助率】 対象経費の 10/10（区単独）

【補助限度額】 30 万円（共催事業の場合:45 万円）

【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138

### ◆商店街装飾灯助成

商店街が所有する装飾灯に対し、建設費、修繕費、電気料等の維持管理費の一部を補助します。

#### ① 建設費

##### （ア）政策課題対応型商店街事業助成（再掲）

CO<sub>2</sub>削減に貢献することが期待されるLED街路灯の建設・建替え費用及びアーケード・街路灯ランプの水銀灯からLEDランプへの交換（灯具含む）費用を補助します。

【補助率】 対象経費の 10/10 以内（区 2/10 以内、都 8/10 以内※都補助分は直接補助）

##### （イ）商店街チャレンジ戦略支援事業助成（再掲）

活性化事業を活用して、装飾灯の新設、建替え、灯具交換費用を補助します。

【補助率】 対象経費の 5/6 以内（区 1/2 以内、都 1/3 以内）

#### ② 電気料・美化費・修繕費、保険料

LED装飾灯の電気料は全額助成します。その他の電気料※及び 美化費・修繕費、保険料は年度ごとに基準額を設定し、補助します。

※その他の電気料：杉並区商店会連合会加入の場合は助成率を上乗せしています。

【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138

### ◆商店街防犯設備の整備等助成

地域における安全・安心のまちづくりを図るために、商店街の区域内に設置する防犯カメラ等の設置費及び維持経費の一部を補助します。

#### ① 設置費

【補助率】 設置工事費の 11/12 以内（区 1/3 以内、都 7/12 以内）

【補助限度額】 設置費 1 台あたり 55 万円

#### ② 電気料

【補助額】 カメラ 1 台あたり月 400 円（ダミーカメラを除く）

#### ③ 維持管理費・修繕費

【対象経費】 防犯カメラ及び周辺機器類の維持管理・清掃委託費、修繕費

【補助率】 対象経費の 2/3 以内

【補助限度額】

（ア）設置時に都の補助金を活用していない場合…25 万円

（イ）設置時に都の補助金を活用した場合

…保守点検：1 台あたり 1 万円 修繕・移設費：1 台あたり 20 万円

【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138

#### ◆商店街振興組合等の運営事業費補助

商店街振興組合などの法人商店会に対し、運営費・活動費の一部を補助します。

【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138

#### ◆商店街アドバイザー派遣

課題や問題を抱える区内の商店街に対して、アドバイザー（中小企業診断士など）を派遣し、問題解決のための方策について指導・助言を行います。（派遣費用は、区で負担します。ただし、年度内に12回まで。）

【問合せ】 産業振興センター商業係 ☎ 03-5347-9138

## 7 他機関の補助金・助成金

#### ◆小規模企業持続化補助金 [東京商工会議所杉並支部]

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を策定した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援します。国が実施する制度ですが、相談窓口は東京商工会議所となります。

【問合せ】 東京商工会議所杉並支部 ☎03-3220-1211



東京商工会議所  
杉並支部ホームページ

#### ◆中小企業庁 中小企業向け補助金総合支援サイト「ミラサポ plus」

中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国の Web サイトです。制度の活用事例を検索できる機能や、各制度の説明や申請方法をご案内しています。

【問合せ】 ミラサポ plus コールセンター ☎IP 電話用 : 050-5370-4340



中小企業庁  
ミラサポ plus  
ホームページ

#### ◆公益財団法人 東京都中小企業振興公社「助成金事業」

東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として各種支援事業を提供しており、助成金も取り扱っています。助成金に関する様々な情報がありますので、申請を検討している方は各項目をご覧ください。

【問合せ】 東京都中小企業振興公社助成課 ☎ホームページをご覧ください。



東京都中小企業  
振興公社助成金事業  
ホームページ

## 05 商談会

### 1 異業種交流会

杉並区内外のさまざまな業種の事業者が、ビジネスの情報交換や人脈作りを行う商談の場として、区主催の異業種交流会を開催しています。コーディネーターが交流をサポートします。

**【対象者】** 区内または区外近隣の事業者  
(個人事業主を含む)

※応募者多数の場合は選考させていただきます。

**【開催時期】** 広報、区公式ホームページ等でお知らせします。

**【場 所】** 杉並区役所中棟 6階 第4会議室

**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077



### 2 他機関の商談会

#### ◆公益財団法人 東京都中小企業振興公社「商談会」

都内中小企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出支援を目的に、個別面談の商談会を開催しています。

**【問合せ】** 東京都中小企業振興公社取引振興課 ☎03-5822-7250



#### ◆東京商工会議所杉並支部「商談会」「展示会」「ビジネス交流会」(有料)

「食品・雑貨」企業向けには、普段会うことのできない大手バイヤーに商品を直接アピールすることのできる商談会を、また、「工業」系企業向けには、多数の企業が参加する大型の商談会を開催しています。参加費がかかります。

**【問合せ】** 東京商工会議所杉並支部 ☎03-3220-1211



## 06 区内産業の魅力発信

### 1 すぎなみ産業フェア (すぎなみフェスタと同時開催)

産業団体と連携し、毎年、すぎなみフェスタと同時開催で「すぎなみ産業フェア」を開催しています。区内事業者を紹介するブースを設け、優れた技術や製品、特徴ある区内産業の魅力を発信しています。

**【開催時期】** 毎年 11 月 (予定)

**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077



## 2 産業交流展への出展

中小企業が持つ優れた技術や製品を一堂に展示し、販路拡大や企業間連携、情報収集・交換の場を提供することを目的として、毎年、東京ビッグサイトを会場として開催されます。毎年区も出展しており、区内産業の魅力を発信しています。

**【出展時期】**毎年 11 月（予定）

**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077

**【参考】**産業交流展ホームページ



産業交流展  
ホームページ

## 3 区内産業紹介冊子「すぎなみ産」の発行

杉並区の魅力ある事業者を紹介する冊子として、年に一度「すぎなみ産」を発刊しております。

すぎなみ産業フェアや杉並区産業振興センターで配布しています。



杉並区公式  
ホームページ  
区内産業の紹介

**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077

## 4 技能功労者表彰

区内で永年にわたり同一の職業に従事し、技能の練磨及び後進の指導育成に努めた方を表彰しています。

**【推薦方法】**町会・自治会や商店会、産業団体等からの推薦等により受け付けます。

**【表彰対象者】**区で審査会を開催し決定します。

**【問合せ】** 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077

## 5 区からの情報発信（広報すぎなみ、区公式ホームページ、Instagram）

区内中小事業者への融資あっせん制度や補助金・助成金事業など、広報すぎなみや区公式ホームページ、公式 Instagram で紹介しています。



杉並区中小企業支援  
ホームページ



杉並区中小企業支援  
Instagram ページ



## 07 観光の促進

### 1 にぎわいと商機の創出

区では、パンフレットや WEB、SNS での情報発信、海外現地での P Rなどを積極的に展開し、認知度及び満足度の向上・来街促進の取組を進めるほか、国内に向けては、区外からの実際の来街を促す取組や、近隣自治体と連携した誘客施策などを企画し、区の魅力を発信しています。

#### ◆中央線あるあるプロジェクトの推進

区の観光施策の一環として、区と区内産業団体、N P O等で構成される「中央線あるあるプロジェクト実行委員会」を組織し、区内 J R 中央線 4 駅周辺の魅力を発信しています。



WEB サイト (日本語版)		フェイスブック (日本語版)		インスタグラム (日本語版)	
WEB サイト (英語版)		フェイスブック (英語版)		インスタグラム (繁体字版)	

#### 【中央線あるあるプロジェクトの取組】

- ①WEB サイトやフェイスブック、インスタグラム等の SNS により、継続的に区の観光情報を発信します。また、区内店舗・施設を対象に Google Map の情報発信を支援します。
- ②訪日外国人旅行者・国内旅行者を区に誘引するため、観光マップ（日本語・英語）を近隣自治体の宿泊施設や観光案内所等に配架し、外国人の満足度向上に資する取り組みを進めます。新たにインスタグラム（英語）の運営を開始し「杉並らしい」イベントやスポットを広く発信します。
- ③高円寺フェスを、「にぎわい・商機」創出を目的としたプロジェクトのシンボルイベントとして位置付け、共催します。
- ④区内イベントの主催者や、地域の方々と連携し、区内外へ向けて広く地域の観光資源を周知・P Rします。

【問合せ】 産業振興センター観光係 ☎ 03-5347-9184

### ◆魅力発信事業

JR 中央線沿線に加えて、西武新宿線や京王井の頭線沿線を含めた区内全域のにぎわいの創出につながる観光ツアーの実施や、回遊性向上のためのデジタルスタンプラリー等を行うなど、様々な地域資源の情報を発信するとともに、来街に資するイベントを実施することで、来街者の誘致を図っています。

【問合せ】 産業振興センター観光係 ☎ 03-5347-9184

### ◆すぎなみ学倶楽部の運営

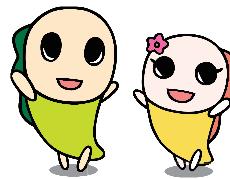
杉並の魅力が多角的に学べ、区民ライターが区民目線で取材・執筆する区民参加型情報サイト「すぎなみ学倶楽部」を運営しています。

また、区公式アニメキャラクター「なみすけ」による、区の魅力やなみすけ情報を発信する「なみすけInstagram」を利用した情報発信を行っています。

すぎなみ学倶楽部  
杉並区公式情報サイト suginami-ward official site  
suginamigaku.org



すぎなみ学倶楽部 WEB サイト



なみすけ Instagram

【問合せ】 産業振興センター観光係 ☎ 03-5347-9184

### ◆フィルムコミッションの推進

区施設や区内の公園等をロケ地としての利用を促すことで、テレビや映画を通して区の魅力を広くPRしています。また、アニメ産業支援の一環として、アニメロケハン等も支援します。

【問合せ】 産業振興センター観光係 ☎ 03-5347-9184

### ◆図柄入り杉並ナンバープレートの普及促進

区内自動車ディーラーやナンバーセンターの協力のもと、「図柄入り杉並ナンバープレート」の周知を図りつつ、SNS を活用したPRなどで普及を促進し、区の知名度向上や区民の愛郷心の醸成などにつなげます。



図柄入りナンバープレートデザイン

【問合せ】 産業振興センター観光係 ☎ 03-5347-9184



杉並区公式  
図柄入りナンバープレート

## 2 アニメの振興と活用

アニメ制作会社が日本一集積する地域特性を資源として捉え、アニメ事業を通じて区内はもとより外国人旅行者を含む区外からの来街者の誘致を促進し、アニメの振興とにぎわいの創出につなげています。

### ◆東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアムの運営

アニメーションミュージアムは、世代を超えて日本のアニメーション全体を体系づけて学び、体験し、理解しながら楽しめる、アニメーションの総合ミュージアムです。



杉並アニメーションミュージアム  
ホームページ

平成 17 年 3 月に開館し、平成 30 年 9 月からは、東京工芸大学とネーミングライツ協定を締結しています。「日本のアニメの歴史」「アニメができるまで」「ミニ企画展コーナー」「アニメの原理」「アニメ制作体験コーナー」「企画展」「アニメシアター」「アニメライブラリー」「ワークショップスペース」等、様々なコーナーがあります。

【開館時間】 午前 10 時から午後 6 時（入館は午後 5 時 30 分まで）

【休館日】 月曜日（月曜祝日は開館し、翌平日休館）、年末年始

【入場料】 無料

令和 7 年度にアニメーションミュージアム開館 20 周年を迎え、区内アニメ制作会社と連携した周年記念イベントを実施しました。また、来館 100 万人を突破し、記念イベントも実施しました。



開館 20 周年記念イベントチラシ

来館 100 万人突破記念イベントチラシ

### 【アクセス】

- ① J R 中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」北口より「関東バス」で約 5 分(0 番及び 1 番乗り場、どこ行きでも可)⇒「荻窪警察署前」下車
- ② 西武新宿線「上井草駅」より「西武バス」で約 7 分(荻窪駅行き)⇒「荻窪警察前」下車
- ③ 西武池袋線「石神井公園駅」南口より西武バスで約 20 分(上井草駅経由荻窪駅行き)⇒「荻窪警察前」下車

※専用駐車場はありません。



### 【問合せ】 東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム

杉並区上荻 3-29-5 杉並会館 3 階 ☎ 03-3396-1510

### ◆他自治体、民間団体との連携

平成 29 年度からアニメ等ブランディング事業を実施し、「中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会」を組織しています。各区に加え、東京商工会議所の各支部が構成団体となり、アニメ制作会社やサブカルチャー、マンガ文化が集積する各区の地域特性を大きく発信し、地域ににぎわいや活気を生むためのブランディングの強化に取り組んでいます。

【問合せ】 産業振興センター観光係 ☎ 03-5347-9184



『中野×杉並×豊島アニメ・マンガフェス 2025』

### ◆杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」の普及と活用

区民と区とをやさしくつなぐキャラクター「なみすけ」のキャラクターの商用利用（無償）を促進しながら、さらなる知名度向上を図っています。



なみすけグッズ販売場所	営業時間 (販売時間)	定休日	住所・電話番号
コミュかるショップ (区役所中棟 1 階ロビー)	9 時～16 時 30 分	土曜日・日曜日・祝祭日 (区役所が開庁していてもお休みです。)	阿佐谷南 1-15-1 ☎03-3312-2111 (代表)
東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム	10 時～18 時 (10 時 30 分～17 時) ※入館は 17 時 30 分まで	月曜日、年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日) (祝祭日にあたる場合は、その翌日が休館日となります。その他臨時に休館する場合があります。)	上荻 3-29-5 (杉並会館 3 階) ☎03-3396-1510
杉並希望の家	9 時～17 時 30 分	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始	久我山 5-36-17 ☎03-3335-3774
産業商工会館	9 時～21 時	毎月第 3 日曜日、年末年始 (12 月 28 日～1 月 3 日)	阿佐谷南 3-2-19 ☎03-3393-1501
杉並公会堂	9 時～19 時	ホームページ等でご確認ください。	上荻 1-23-15 ☎03-3220-0401
西荻地域区民センター	9 時～21 時 (10 時～20 時)	第 2 水曜日、年末年始	桃井 4-3-2 ☎03-3301-0811
セシオン杉並	9 時～21 時 (10 時～20 時)	第 2 木曜日、年末年始	梅里 1-22-32 ☎03-3317-6611
ふらっとすぎはち	9 時～21 時 (10 時～20 時)	第 1 月曜日、第 3 木曜日 (祝日にあたる場合は翌日。ただし、土日・祝日と重なるときは順次繰延べ)、年末年始	高円寺南 2-40-24 ☎03-3316-2421

【問合せ】 産業振興センター観光係 ☎ 03-5347-9184

## 08 勤労者の福利厚生

### 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター（フレンドリーげんき）

区内中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象とした勤労者福祉事業（給付金、レジャー、健康、自己啓発などの福利厚生事業）を、杉並区、豊島区、北区、荒川区の4区からの補助金で運営する一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターにおいて実施しています。

4区が共同で勤労者福祉事業を実施することで、加入した会員に対して、スケールメリットを活かした福利厚生サービスの提供を行っています。



**[入会資格]** 区内中小企業(従業員数 500 人以下)の事業所や商店などが対象

**[入会金・会費]** 入会金 1 人 200 円、会費 1 人 月額 500 円

#### **[福利厚生事業]**

レジャー（レジャー施設等の各種チケットあっせん）、給付金、健康維持増進プログラム、自己啓発プログラム、補助券・割引券配布、会員証提示割引など、各種お得なサービスを実施しています。

詳しくは、フレンドリーげんきホームページ、又は、フレンドリーげんき杉並営業所までご連絡ください。

**[問合せ]** フレンドリーげんき 杉並営業所 ☎ 03-6279-9117

住所：杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2 階

営業時間：平日午前 9 時～午後 5 時



フレンドリーげんき  
ホームページ

## Ⅱ 就労支援

### 01 就労支援センター

#### 1 「はたらく」をサポートする3つのコーナー

杉並区就労支援センターでは、就労相談に来られる方のご希望に応じた支援を行うため、すぎ JOB、すぎトレ、すぎハ口の3つのコーナーを設け、専門の相談員が利用者一人一人の希望やペースに合わせてサポートを行います。それぞれのコーナーについての詳しいご案内は、次のとおりです。

どこに相談すればよいかかわからない方は、すぎ JOB 又はすぎトレへ電話または来所いただき、専門の相談員があなたの希望や状況に合わせて適切なコーナーにおつなぎします。

**[利用時間]** 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

(第1・第3土曜日はすぎ JOB のみ利用できます。すぎトレ及びすぎハ口は利用できません。)

休業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)です。

**[費用]** 利用料などの費用はかかりませんが、就労支援センターまでの交通費や面接、職業体験などにかかる交通費はご自身の負担となります。

**[アクセス]** 〒167-0032 杉並区天沼3丁目19番16号

ウェルファーム杉並複合施設棟1階

JR 中央線・東京メトロ丸ノ内線 荻窪駅北口から徒歩10分

関東バス(中村橋駅・荻窪駅北口間 荻06)または関東バス(練馬駅・荻窪駅北口間 荻07)で「ウェルファーム杉並」下車徒歩1分

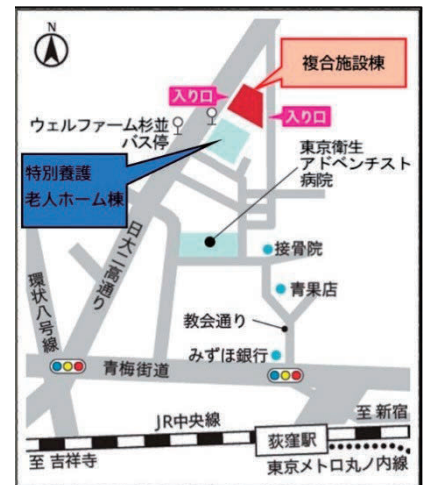
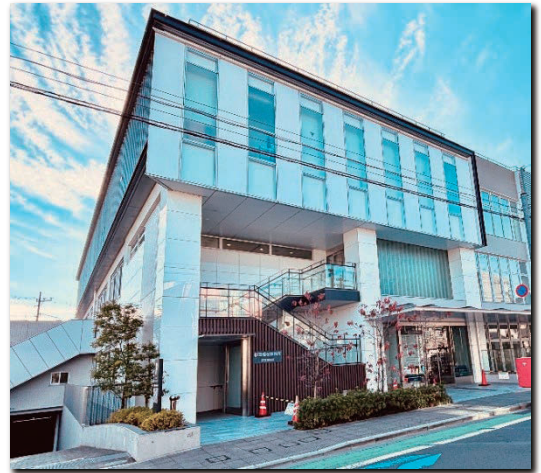
駐輪場も利用できます。

**[ホームページ]** 区公式ホームページ内「杉並区就労支援センター」ページもご覧ください。

**[Instagram]** Instagram ページも公開しています。

**[問合せ](区の就労支援全般) 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077**

※就職サポートコーナー(すぎ JOB) やジョブトレーニングコーナー(すぎトレ)、ハローワークコーナー(すぎハ口) へのご連絡は、次ページ以降のご案内をご覧ください。



杉並区就労支援センター  
ホームページ



杉並区就労支援センター  
Instagram ページ

## 2 就職サポートコーナー（すぎJOB）

すぎJOBでは、キャリアカウンセラーによる就労準備相談や臨床心理士等による心と仕事の相談、就職活動に役立つセミナーなどを通じて自己理解を深め、自分に合う仕事を考え、就職ができるよう支援を行います。就職後のサポートも行っています。

**【対象】** 一般就労を目指す方及びそのご家族 ※年齢制限は設けていません。

（注）障害者就労を目指す方は、ワークサポート杉並（公益財団法人杉並区障害者雇用事業団 電話：03-5346-3250）等をご利用ください。

### 【就労準備相談・職業紹介（予約制、所要時間約45分）】

経験豊富なキャリアカウンセラーが、相談者の状況に応じた就労準備の支援を行います。失業中の方、アルバイトから正社員を目指す方等、仕事や就職に関して気になることがあれば、お気軽にご相談ください。相談利用者には、杉並区内の求人（就職応援ナビすぎなみ）等の情報提供と応募、就職までをサポートします。

利用相談枠は以下の通りです。

午前 10 時～（月曜日～金曜日、第 1・第 3 土曜日）
午前 11 時～（月曜日～金曜日、第 1・第 3 土曜日）
午後 1 時～（月曜日～金曜日、第 1・第 3 土曜日）
午後 2 時～（月曜日～金曜日、第 1・第 3 土曜日）
午後 3 時～（月曜日～金曜日、第 1・第 3 土曜日）
午後 6 時～（水曜日のみ）
午後 7 時～（水曜日のみ）

初めて相談する方は、ホームページから**予約フォーム**を入力するかすぎJOB（03-3398-1136）に電話で予約してください。

2回目以降のご相談で、担当相談員がいる方は、すぎJOBに電話で予約してください。

### 【心と仕事の相談（予約制、所要時間約45分）】

第2・第4月曜日は、臨床心理士等が就職活動や仕事の悩みなどに関する相談を行います。

予約は電話または来所をお願いします。

#### 【ご利用にあたっての注意事項】

- ① すぎJOBの心と仕事の相談は、医療機関ではありません。  
精神疾患や発達障害等の診断や治療行為をすることはできません。主治医から就労を控えるよう指示されている場合は、ご利用をお控えください。
- ② 心と仕事の相談をご希望の方は、すぎJOBの就労準備相談にて担当キャリアカウンセラーにご相談ください。**就労準備相談を受けていない方の心理相談のご予約は受けかねます。担当キャリアカウンセラーと心理カウンセラーが連携いたします。予めご了承ください。**
- ③ ご利用は原則5回まで。
- ④ 暴言や暴力行為等があった場合は、相談を中止させていただくことがございます。予めご了承ください。



## **[親と子の就労相談（予約制、所要時間約 45 分）]**

第 1・第 3 木曜日の午前

就職への一歩についてご家族と一緒に考えます。ご本人と一緒にでもご家族の方だけでも相談できます。予約は電話または来所をお願いします。

## **[オンライン相談]**

各種相談はオンラインでも受けることができます。

(心としごとの相談、親と子の就労相談については、原則、初回は対面相談となります。)

オンラインサービスを希望する場合は、以下の利用規約に沿って、ご利用いただきます。

### **【オンラインサービス利用規約】**

オンライン会議ソフトを使って、お手持ちのパソコンやスマートフォンでご自宅から相談ができます。

ご利用および使用するソフトは無料ですが、通信にかかる費用は利用者負担になります。

詳細は区公式ホームページ掲載の「杉並区就労支援センターにおけるオンラインサービス利用規約」および「杉並区就労支援センターオンライン相談に関するガイドライン」をご覧ください。



オンラインサービス  
ご案内ページ

## **[セミナーの実施]**

自己理解・応募書類・面接対策など就労準備に役立つ各種セミナーを実施しています。

就労準備セミナー開催情報は区公式ホームページのセミナー開催情報からご覧ください。



セミナー  
ご案内ページ

## **[インターネットコーナー]**

インターネット接続パソコン（3 台）を使って求人情報や会社情報などを検索できます。

・利用時間：30 分以内 ※印刷は 10 枚まで

## **[応募書類作成コーナー]**

履歴書や職務経歴書を、パソコン（3 台）を使って作成できます。

作成した応募書類を保存したい方は、USB メモリーをお持ちください。

・利用時間：1 時間以内 ※印刷は 20 枚まで

## **[就職情報コーナー]**

書籍、求人情報、面接会やセミナーに関するチラシ等を閲覧できます。

## **[企業 PR コーナー]**

区内の企業を紹介しています。身近な場所で就職先を探したい方は、ぜひご利用ください。

区内事業者で求人情報を掲示したい場合は、下記問合せ先へご連絡ください。

## **[すぎ JOB ホームページ]**

すぎ JOB の専用ホームページも併せてご覧ください。



すぎ JOB  
専用ホームページ

**【問合せ】 就労支援センター就職サポートコーナー（すぎ JOB） ☎ 03-3398-1136**



### 3 ジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）

すぎトレでは、働く自信をつけるプログラムや、区内事業所で実際に仕事を体験して、仕事への基本的な取り組み方を学びます。社会に出ることに不安を持っている、働く場がなかなか見つからない、再就職したいがブランクがあり心配、自信をつけたいなど、働く前にトレーニングをしたい方が対象となります。

**[対象]** 原則 15～49 歳の方及びそのご家族

区外在住の方、在学中の方、在職中の方、他の支援機関を利用中の方でも利用できます。

#### **[利用方法]**

##### ① 利用説明

毎月定期的に利用説明会を開催し、就労支援センター全体の概要、すぎトレでの支援の内容、ご利用の流れなどをご説明します。利用説明会に参加される場合は予約が必要となります。

##### ② 初回相談（所要時間：1 時間～1 時間半程度）

初回相談では、すぎトレでの支援についてより詳しくご説明させていただきます。また、利用を希望する方のお話を伺いながら、すぎトレのよりよい利用について相談させていただきます。

##### ③ 利用登録（所要時間：1 時間～1 時間半程度）

初回相談を経て、ご利用を希望させる場合は利用登録を行います。色々とお話を伺った上で、すぎトレの利用計画をスタッフと一緒に考えていきます。

##### ④ 利用体験

2 回程度を目安に、すぎトレのプログラム（室内・室外プログラム）を体験していただきます。スタッフが丁寧に説明しますのでご安心ください。

##### ⑤ 訓練プログラム開始

利用体験後、すぎトレのプログラムについてイメージができてきたら、取り組みやすいプログラムから始めていきます。参加後の振り返りや、不安や悩みを相談する面談も並行して行っています。来所の頻度についても、ご自身にあったペースで進めていきます。

##### ⑥ 就労準備

就職サポートコーナー（すぎ JOB）をご利用して就職活動を開始することができます。

#### **[訓練期間]**

6 か月以内を目安に訓練を進めていきますが、ご本人の状況を踏まえ、スタッフと一緒に相談して決めていきます。

#### **[訓練内容]**

- ・アセスメント…仕事上で得意なこと、興味のあることなど、自己理解を深めます。
- ・参加型ミニ講座…自分らしく働くこと、コミュニケーションや苦手場面の解消方法などを学びます。
- ・室内・室外プログラム…作業を通して、自分の課題と向き合い、働くイメージを持ちます。
- ・事業所訓練…実際に働く現場で、就職活動へ踏み出す自信を高めます。

## [保護者相談]

本人だけでの来所や電話による相談が難しい場合は、保護者が代理で子どもの自立・就労に関する相談ができます。また、保護者が抱えている不安についての相談もお受けしています。

## [お問合せフォーム]

すぎトレについて、お問合せがある場合は、区公式ホームページ内「杉並区就労支援センター」ホームページから、すぎトレのお問合せフォームから送信いただくか、お電話（03-6383-6500）でお問合せください。すぎトレの利用を考えている方、保護者の方、支援機関・学校関係の方など、どなたでも構いません。



## [すぎトレホームページ]

すぎトレ専用ホームページも併せてご覧ください。



**【問合せ】 就労支援センタージョブトレーニングコーナー（すぎトレ） ☎ 03-6383-6500**

## 4 ハローワークコーナー（すぎハロ）

ハローワーク新宿の職員が常駐し、職業相談や就職先の検索などのお手伝いをします。すぎハロには、求人の検索ができるパソコンを複数台用意しており、ハローワークが掲載している求人の検索ができます。また、区内企業のミニ面接会を多く実施していますので、参加したい方はお気軽にご相談ください。このコーナーは自分で就職先を探せる方が対象となります。

**【対 象】** 年齢制限はありません。

**【注意】各種雇用保険・失業給付・職業訓練に関する相談・手続きは行っていません。**

ハローワーク新宿（電話：03-5325-9580 部門コード 11#）へお問合せください。  
また、新卒の方、障害のある方については、ハローワークの専門窓口をご案内することがあります。

**【職業相談】** ハローワーク新宿のスタッフがハローワークの全国ネットを使って、就職ニーズに応じた職業相談・職業紹介を行います。

**【求人検索】** 全国のハローワークで受付した求人情報を求人検索機（7台）でご覧になれます。

## [ハローワーク新宿ホームページ]

ハローワーク新宿ホームページも併せてご覧ください。ハローワークの求人情報や就職面接会などの情報が掲載されています。



**【問合せ】 就労支援センターハローワークコーナー（すぎハロ） ☎ 03-3398-8619**

## 02 区の求人サイト

### 就職応援ナビすぎなみ

杉並区内の企業への就職をお考えの方は、区内求人検索サイト「就職応援ナビすぎなみ」をぜひご利用ください。区内事業者で求人情報を掲載されたい場合にも下記お問合せ先までご連絡ください。

#### [利用方法]

##### ① 求職者の方

「就職応援ナビすぎなみ」の「仕事を探す」のボタンを押下し、検索してください。

##### ② 区内事業者の方

###### (ア)新規で求人情報を登録する場合

「就職応援ナビすぎなみ」の「新規事業所登録」ボタンを押下し、必要な項目を入力して登録してください。

###### (イ)掲載した求人情報を更新する場合

「就職応援ナビすぎなみ」の「求人登録情報更新」ボタンを押下し、必要な項目を入力して登録してください。

[利用料] 無料

[URL] <https://suginami-workinfo.com/Pages/hunter>



就職応援ナビすぎなみ TOP ページ(イメージ)

【問合せ】 就労支援センター就職サポートコーナー（すぎ JOB） ☎ 03-3398-1136

## 03 就職相談・面接会等

### 就職相談・面接会、就活応援フェア等

#### ◆就職相談・面接会

隣接自治体及びハローワーク新宿と連携して、毎年、主に福祉分野（保育・介護・障害）や若者を対象にした就職相談・面接会を開催しています。

また、ハローワーク新宿では事業所見学を兼ねたツアー面接会や1～2社の企業が参加するミニ面接会を開催しています。

区公式ホームページ等で開催情報を掲載しています。



区公式ホームページ  
就職相談・面接会情報

【問合せ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077

#### ◆就活応援フェア

様々な業種の企業が参加する企業説明をメインとした就活応援フェアを開催しています。

参加企業の情報収集や適職を探す参考としたい方も参加いただけます。

履歴書や職務経歴書の持参は不要です。私服での参加も可能です。

区公式ホームページ等で開催情報を掲載しています。

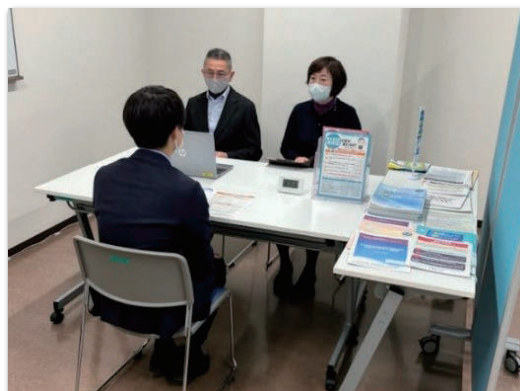


【問合せ】 就労支援センター就職サポートコーナー（すぎJOB） ☎ 03-3398-1136

ジョブトレーニングコーナー（すぎトレ） ☎ 03-6383-6500

#### ◆就職相談・面接ブース

区内事業者に対して、就労支援センター内のミーティングルームや区役所の会議室を就職相談や面接等ができるブースとして提供し、事業者と就労支援センター利用者等の求職者との就労マッチングを行っています。



【問合せ】 就労支援センター就職サポートコーナー（すぎJOB） ☎ 03-3398-1136

## 04 国や都の就労支援機関

### 1 厚生労働省

厚生労働省は、障害者、若者、長期失業者、高齢者など、就職が困難な人々に対して、ハローワーク（公共職業安定所）や福祉機関と連携し、包括的な就労支援業務を行っています。



### 2 ハローワーク新宿

ハローワーク新宿は、新宿・中野・杉並区を管轄し、対面での職業相談・紹介、求人検索、雇用保険手続き、さらに若者、シニア、外国人、障害者向けの専門コーナーで個別支援等を実施しています。



### 3 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）は、15歳～49歳までの働くことに悩みを抱える若者とその家族を対象に、厚生労働省が委託した機関で、就労に向けた相談・支援を無料で行い、就職後も定着までサポートする無料の就労支援機関です。



### 4 公益財団法人 東京しごと財団

公益財団法人東京しごと財団は、東京都と連携して、障害者、高齢者、若者からミドル・シニア層まで幅広い都民を対象に、職業相談、就職セミナー、職場体験、職場定着支援などを行う総合的な就労支援機関です。



### 5 TOKYO はたらくネット

TOKYO はたらくネットは、東京都が運営する総合労働情報サイトで、若者、女性、高齢者、障害者、氷河期世代など、すべての求職者を対象に、相談、職業紹介、職業訓練（スキルアップ）などの就労支援をワンストップで提供しています。具体的には、東京しごとセンターと連携し、キャリアカウンセリングや面接会、派遣スキームを活用したトライアル就労（有給）などを実施し、正規雇用化を支援しています。







中小企業  
支援  
ガイドブック